

平成二十年五月二十二日提出
質問第四一四号

平成二十年五月十六日の衆議院厚生労働委員会における舛添厚生労働大臣の発言に関する質問
主意書

提出者 山井和則

414

平成二十年五月十六日の衆議院厚生労働委員会における舛添厚生労働大臣の発言に関する質問

主意書

平成二十年五月十六日の衆議院厚生労働委員会において、私が行った質問に対し、舛添厚生労働大臣は「軽減前の保険料の医療給付に対するあれがありません、軽減前はないんですが、軽減後で計算しますと、二十年度も二十七年度も約八%という試算でございます」と答弁された。このことについて、以下のとおり質問する。

一 軽減前の保険料負担を計算した「仮に後期高齢者医療制度が導入されなかった場合の七十五歳以上被保険者の保険料負担〈平成十八年改正時の推計〉」があるのに、なぜ「軽減前はない」と答弁されたのかお教えいただきたい。

二 舛添大臣が答弁された、軽減後で約八%という試算について、用いた資料と計算方法をお示しいただきたい。

右質問する。